

議案第6号

かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の  
制定について

かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例を次のとおり  
制定する。

令和6年2月29日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例  
(設置)

第1条 市民自らが住みよいまちづくりを進めるため、地域活動の活性化、相互  
交流及び文化の向上に向けたコミュニティ活動の拠点として、コミュニティ  
施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 コミュニティ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
霞ヶ浦コミュニティセンター	かすみがうら市深谷3719番地1
千代田コミュニティセンター	かすみがうら市中志筑2112番地
下稲吉コミュニティセンター	かすみがうら市稲吉三丁目15番6 7号
下大津コミュニティステーション	かすみがうら市加茂4472番地

牛渡コミュニティステーション	かすみがうら市牛渡2862番地3
安飾コミュニティステーション	かすみがうら市安食1075番地1
志土庫コミュニティステーション	かすみがうら市宍倉1594番地
志土庫第2コミュニティステーション	かすみがうら市西成井85番地

(職員)

第3条 霞ヶ浦コミュニティセンター、千代田コミュニティセンター及び下稲吉コミュニティセンターに、センター長その他必要な職員を置く。

(開館時間及び休館日)

第4条 コミュニティ施設の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

2 コミュニティ施設（下稲吉コミュニティセンターを除く。）の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(1) 月曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日

(2) 12月27日から翌年の1月4日までの日

3 下稲吉コミュニティセンターの休館日は、12月27日から翌年の1月4日までの日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、又は開館することができる。

(行為の禁止)

第5条 コミュニティ施設への来館者（以下「来館者」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公衆の衛生を害する行為

(2) 他の来館者に危害を及ぼし、又は他の来館者の迷惑となる行為

(3) コミュニティ施設の施設、設備又は備品を破損、又は滅失、若しくは汚

損する行為

(4) 許可のない広告物の掲示若しくは配布、看板若しくは立て札の設置又は

これらに類する行為

(5) コミュニティ施設、設備等の管理上支障を及ぼす行為

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に禁止する必要があると認める行

為

(使用の許可等)

第6条 コミュニティ施設及び附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた者（以下「使用者」という。）が当該許可に係る内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可に際し、管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 公の秩序又は善良の風俗を害すると認めるとき。

(3) 施設等を破損、又は滅失、若しくは汚損したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により使用許可を受けた事実が明らかになったとき。

(5) 公益上必要があると認めるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。

2 市長は、前項の場合において使用者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(使用料)

第8条 使用者は、かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例（平成28年かすみがうら市条例第43号。以下「使用料条例」という。）又は別表に規定する使用料を納付しなければならない。

（使用料の減免）

第9条 使用料条例の規定により使用料の免除又は減額を受けようとする者は、規則の定めるところにより申請しなければならない。

（使用料の返還）

第10条 既に納付された使用料は、返還しない。ただし、使用料条例第7条の規定により、その全部又は一部を返還することができる。

（権利の譲渡等の禁止）

第11条 使用者は、使用の許可によって生じる権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

（原状回復の義務）

第12条 使用者は、施設等の使用を終了したときは、使用した施設を原状に復さなければならない。第7条の規定により使用の許可を取り消され、又は使用を制限され、若しくは停止されたときも、同様とする。

（損害賠償の義務）

第13条 故意又は過失により施設等を破損、又は滅失、若しくは汚損した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第14条 コミュニティ施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者が行う業務）

第15条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設等の維持管理に関する業務
- (2) 次条に規定する利用料金の徴収に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務  
(利用料金制)

第16条 市長は、第14条の規定によりコミュニティ施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、コミュニティ施設の使用料(以下「利用料金」という。)を、指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 利用料金は、第8条の規定にかかわらず、使用料条例別表に定める額を上限として、指定管理者が定めるものとする。
- 3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めるとき又は変更するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(かすみがうら市働く女性の家の設置及び管理に関する条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
  - (1) かすみがうら市働く女性の家の設置及び管理に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第112号)
  - (2) かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例(平成21年かすみがうら市条例第23号)
  - (3) かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例(平成21年かすみがうら市条例第24号)
  - (4) かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例(平成28年

かすみがうら市条例第17号)

- (5) かすみがうら市千代田講堂設置及び管理に関する条例(平成28年かすみがうら市条例第42号)

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に、かすみがうら市働く女性の家の設置及び管理に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第112号)、かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例(平成21年かすみがうら市条例第23号)、かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例(平成21年かすみがうら市条例第24号)、かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例(平成21年かすみがうら市条例第25号)、かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例(平成28年かすみがうら市条例第17号)及びかすみがうら市千代田講堂設置及び管理に関する条例(平成28年かすみがうら市条例第42号)の規定によりなされた同日以後に係る処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 4 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第43号)の一部を次のように改正する。

別表第1 附属機関の部働く女性の家運営委員会委員の項及び福祉館運営協議会委員の項を削る。

(かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例の一部改正)

- 5 かすみがうら市議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「(地区公民館を含む。)」を削り、同条第15号を次のように改める。

(15) コミュニティ施設

第3条第1号中「(地区館を含む。)」を削り、同条第10号を次のように改める。

(10) コミュニティ施設

(かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正)

6 かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例(平成19年かすみがうら市条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表中第4号から6号までを削り、第7号を第4号とし、第8号から第32号までを3号ずつ繰り上げ、第33号を削り、第34号を第30号とし、同号の次に次の1号を加える。

(31) かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例

(かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部改正)

7 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例(平成21年かすみがうら市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「及びかすみがうら市」を「、かすみがうら市」に改め、「千代田公民館」の次に「及びかすみがうら市下稲吉公民館」を加え、同条第3項中「地区公民館」を「支館」に改める。

第5条から第17条までを削り、第18条を第5条とする。

第19条及び第20条を削り、第21条を第6条とする。

別表かすみがうら市千代田公民館の項中「上佐谷991番地5」を「中志筑2112番地」に改め、同表に次のように加える。

かすみがうら市下稲吉公民館	かすみがうら市稲吉三丁目15番67号
---------------	--------------------

(かすみがうら市立図書館条例の一部改正)

8 かすみがうら市立図書館条例(平成21年かすみがうら市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表かすみがうら市立図書館千代田分館の項中「上佐谷99

1 番地 5」を「中志筑 2 1 1 2 番地」に改める。

(かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部改正)

- 9 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例（平成 2 8 年かすみがうら市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書中「第 1 4 号」を「第 1 0 号」に改め、同条第 1 号を次のように改める。

(1) かすみがうら市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例(令和 6 年かすみがうら市条例第 号)

第 2 条中第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号から第 9 号までを 2 号ずつ繰り上げ、第 1 0 号及び第 1 1 号を削り、第 1 2 号を第 8 号とし、第 1 3 号を第 9 号とし、第 1 4 号を第 1 0 号とする。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定により、使用料総額に 1 0 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第 4 条第 4 項中「前項まで」を「前 3 項」に、「算出」を「算定」に、「この端数金額」を「その端数金額」に改める。

第 5 条第 3 号中「(霞ヶ浦公民館又は千代田公民館を利用する場合に限る。)」を削る。

別表働く女性の家の部を次のように改める。

霞ヶ浦コミュニティセンター	軽運動室	3 0 0 円	4 5 0 円
	コミュニティ広場 A B	8 0 0 円	1, 2 0 0 円
	コミュニティ広場 A	4 0 0 円	6 0 0 円
	コミュニティ広場 B	4 0 0 円	6 0 0 円
	集会室	1, 5 0 0 円	2, 2 5 0 円
	会議室 1 号	4 8 0 円	7 2 0 円

会議室 2 号		6 0 0 円	9 0 0 円
会議室 3 号		1 6 0 円	2 4 0 円
会議室 4 号		1 6 0 円	2 4 0 円
会議室 5 号		1 6 0 円	2 4 0 円
講座室 1 号		3 0 0 円	4 5 0 円
講座室 2 号		3 0 0 円	4 5 0 円
研修室 1 号		3 6 0 円	5 4 0 円
研修室 2 号		3 8 0 円	5 7 0 円
茶室		1 6 0 円	2 4 0 円
視聴覚室		8 2 0 円	1, 2 3 0 円
調理実習室		4 6 0 円	6 9 0 円
陶芸工作棟	陶芸室	2 6 0 円	3 9 0 円
	工作室	2 2 0 円	3 3 0 円

別表霞ヶ浦コミュニティセンターの部の次に次のように加える。

千代田コミュニティセンター	大会議室	7 9 0 円	1, 1 8 0 円
	小会議室 (A)	3 5 0 円	5 2 0 円
	小会議室 (B)	4 1 0 円	6 1 0 円
	視聴覚室	4 3 0 円	6 4 0 円
	調理室	4 0 0 円	6 0 0 円
	屋内運動場	4 0 0 円	6 0 0 円
	コミュニティスペースA	3 0 0 円	4 5 0 円
	コミュニティスペースB	3 0 0 円	4 5 0 円
	コミュニティスペースC	3 0 0 円	4 5 0 円
	コミュニティスペースD	3 0 0 円	4 5 0 円
	コミュニティスペースE	3 0 0 円	4 5 0 円

	コミュニティスペースF	300円	450円
	コミュニティスペースG	300円	450円
	コミュニティスペースH	300円	450円
下稲吉コミュニティセンター	料理実習室	200円	300円
	多目的室	940円	1,410円
	第1研修室	80円	120円
	第2研修室	80円	120円
	第3研修室	80円	120円
	集会室	120円	180円
	軽運動室	260円	390円
	講習室	220円	330円
	相談室	60円	90円
	第1会議室	80円	120円
	第2会議室	80円	120円
	第3会議室	80円	120円
下大津コミュニティステーション	大ホール	420円	630円
	会議室ABC	180円	270円
	会議室AB	120円	180円
	会議室C	60円	90円
	調理室	120円	180円
牛渡コミュニティステーション	大ホール	360円	540円
	会議室A	140円	210円
	会議室B	140円	210円
	調理室	100円	150円
安飾コミュニティ	大ホール	390円	580円

ティステーション	会議室A	140円	210円
	会議室B	130円	190円
	会議室C	100円	150円
	調理室	130円	190円
志士庫コミュニティステーション	会議室A	910円	1,360円
	会議室B	630円	940円
	会議室C	430円	640円
志士庫第2コミュニティステーション	大ホール	420円	630円
	和室	160円	240円
	調理室	100円	150円

別表あじさい館の部、福祉館の部、霞ヶ浦公民館の部、千代田公民館の部及び千代田講堂の部を削り、同表備考中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

別表（第8条関係）

霞ヶ浦コミュニティセンタートレーニング室使用料

使用区分		使用料
市内居住者	65歳以上の者、義務教育課程修了前の者又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳を有する者	無料
	上記以外の者	1人につき200円
市内居住者でない者		1人につき520円

霞ヶ浦コミュニティセンター浴室使用料

使用区分		使用料
市内居住者	65歳以上の者、義務教育課程修了前の者又は身体障害者手帳、精神障害者保健	無料

	福祉手帳若しくは療育手帳を有する者	
	上記以外の者	1人につき200円
市内居住者でない者		1人につき520円

霞ヶ浦コミュニティセンターカラオケ使用料

使用区分	使用料
一律	1曲につき100円